

組合員の皆様

2013年11月29日

米国における船舶の油濁事故対応計画書について

タンカー以外の船舶

本クラブの2013年10月3日付回覧 ([link](#)) にて、米国当局が2013年9月30日付連邦官報 (Federal Register, Vol. 78, No. 189) にタンカー以外の船舶の油濁事故対応計画書に関する最終規則を発表し、タンカー以外の船舶の船主は2014年1月30日までに油濁事故対応計画書を米国沿岸警備隊(USCG)に提出する義務があることを組合員の皆様にご案内いたしました。

油濁事故対応計画書 (VRP) の作成が必要となる「タンカー以外の船舶」とは、タンカーを除く400総トン以上の自航式船舶のうち、主機用燃料油（その種類を問わない）を積載し、かつ米国海域内を航行する船舶を指します。

タンカー以外の船舶の船主には、十分な油濁事故対応資材と油濁処理剤を散布する能力を備え最悪の油流出事故も処理可能な油濁事故対応業者と契約を締結すること、ならびにサルベージ業者および海上消火業者と資金提供契約を締結することが義務付けられます。サルベージおよび海上消火に関する契約要件については、2013年10月18日付の回覧 ([link](#)) にてご案内しております。

油濁事故対応の要件を満たすため、タンカー以外の船舶の船主は油濁事故対応の主要業者である Marine Spill Response Corporation (MSRC) または National Response Corporation (NRC) のいずれかと契約を締結する必要があります。これまで国際グループ (IG) クラブのほとんどが MSRC および NRC の両社と包括契約を締結していましたが、それはタンカー以外の船舶の船主がカリフォルニア州の油濁事故対応計画書に2社のいずれか、または両社を記載するためでした。しかしながら、IG クラブが連邦の油濁事故対応計画書の要件を満たすために、これらの包括契約を拡大することは非現実的であるため、タンカー以外の船舶の船主は、今後 MSRC または NRC のいずれかと直接契約を締結することが必要となります。この点については全権責任者 (QI) /VRP 作成者にご相談されることをお勧めいたします。なお、MSRC、NRC のいずれも、IG のガイドラインに沿った油濁事故対応契約を提供しています。

また MSRC、NRC のいずれも、タンカー以外の船舶の船主が、新しい規制の順守に必要とされる分散剤散布の提供が可能です。MSRC はこのサービスを IG のガイドラインに沿った条件で追加料金なしに提供する用意があります。NRC もこのサービスを提供する用意がありますが、IG のガイドラインに沿った条件で提供するには、追加の年間料金がかかる見込みです。

詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

MSRC <http://www.msrc.org/>

NRC <http://www.nrcc.com/>

Contact at MSRC: Judith Roos – Tel: +1 (703) 326 5617 – roos@msrc.org

Contact at MPA: Brett Drewry – Tel: +1 (480) 991 5599 – bdrewry@mpaz.org

Contact at NRC: Tel: +1 (631) 224 9141 (24hrs) – clientservices@nrcc.com (Client Service Group) or Bryan Bell (Primary) +1 (631) 259 6664 – bbell@nrcc.com and Deborah Wick (Alternate) +1 (631) 892 3392 – dwick@nrcc.com

タンカー

2011 年 9 月 2 日付の回覧 ([link](#)) にて、タンカーの船主は 2011 年 9 月より、分散剤散布業者を VRP に記載することが義務付けられたことを組合員の皆様にご案内いたしました。

MSRC、NRC のいずれも分散剤散布能力を備えています。両社は、このサービスを提供するため、契約に付属協定を導入しましたが、その規定の一部はクラブのてん補対象とならない責任を船主に負わせるものになっています。ただし、組合員の皆様は、詳細をクラブの管理会社に問い合わせたうえで、そうした責任については市場で追加保険を手当てすることが可能となっております。

11 月 25 日、MSRC は Marine Preservation Association (MPA) のタンカーのメンバーに対し、タンカー・メンバーについては分散剤散布付属協定を撤回する旨を通知しました。従って、この付属協定に関して追加保険を手当てする必要はなくなりました。追加保険を年間契約されている組合員は、クラブの管理会社にご連絡ください。一方、NRC に関しましては、追加料金を払って、付属協定を除いて契約することが可能ですので、そうすることにより、クラブのてん補対象外の責任を負わされるリスクを回避することができます。

タンカーおよびタンカー以外の船舶

タンカー、タンカー以外の船舶を問わず、ハワイの港に寄港する船舶はすべて、VRP に NRC または MSRC の記載があっても、Clean Islands Council も記載する必要がありますのでご注意ください。ただし、Clean Islands Council の契約内容は IG の VRP ガイドラインに沿ったものではありませんので、Clean Islands Council と契約を締結することで、組合員の皆様がクラブのてん補対象外の責任を負わされる可能性があります。そうした責任をカバーする追加保険をご希望の場合は、詳細をクラブの管理会社にお問い合わせください。

国際P&I グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)